

家事事件手続規則改正概要

第1 特別養子縁組の成立の審判事件に関する改正

(特別養子縁組の成立の審判の申立書の記載事項等・法第164条)

第93条 特別養子縁組の成立の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申立人が特別養子適格の確認の申立てを同時にすることなく特別養子縁組の成立の申立てをする場合において、養子となるべき者について児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判が確定しているときはその旨並びにその審判事件が係属しているときは当該審判事件が係属している裁判所及び当該審判事件の表示

二 養親となるべき者による養子となるべき者の監護の開始の年月日、開始の経緯及び開始後の状況

三 児童相談所又は養子縁組をあっせんする事業を行う者(以下この号、第4項及び次条第1項第2号において「児童相談所等」という。)のあっせんの有無並びにそのあっせんが行われたときは当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所

2 養子となるべき者について、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てについての審判が確定したとき、又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てが取り下げられたときは、特別養子適格の確認の申立てを同時にすることなく特別養子縁組の成立の申立てをした者は、その旨を家庭裁判所に届け出なければならない。

3 特別養子縁組の成立の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、養親の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 特別養子縁組の成立の申立てについての審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該特別養子縁組のあっせんを行った児童相談所等及び当該特別養子縁組について家庭裁判所からの嘱託に応じて調査を行った児童相談所に対し、その旨を通知しなければならない。

5 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該申立てをした者の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件の記録の存する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

(下線部が改正部分である。以下同じ。)

(改正案の理由及び内容)

以下の説明において、特別養子適格の確認を「第1段階」といい、特別養子縁

組の成立を「第２段階」という。

1 第２段階の審判の申立書の記載事項（第１項）

(1) 現行規則第９３条第１項第１号の削除

現行規則第９３条第１項第１号は、申立書には、養子となるべき者の父母の同意の有無を記載するほか、同意がないときは、父母がその意思を表示することができず、又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由があることを示す事情（民法第８１７条の６ただし書参照）を記載する必要があることとしている。

これは、養子となるべき者の父母の同意の有無等によって審理の対象が異なることになり、その後の手続も大きく異なるため、申立ての際に父母の同意の有無等を明らかにさせることが、審理方針を定める上で極めて有益であると考えられることから、記載事項とされているものである（最高裁判所事務総局『条解家事事件手続規則』２３８頁）。

民法第８１７条の６の要件に変更はないものの、同条の要件は、第１段階の審判において確認することになることから（法第１６４条第２項参照）、第１段階の審判の申立書の記載事項とすることが相当であると考えられ（後記第２の１(1)参照）、第２段階の審判の申立書の記載事項としては削除することが考えられる。

(2) 児童相談所長の申立てによる第１段階の審判事件の確定の旨等の表示（第１号）

本改正案は、申立人が第１段階の申立てを同時にすることなく第２段階の申立てをする場合において、養子となるべき者について児童相談所長の申立てによる第１段階の審判が確定している場合にはその旨並びにその審判事件が係属している場合には当該審判事件が係属している裁判所及び当該審判事件の表示を記載すべきこととするものである。これは、第２段階の審判事件の係属する裁判所が、児童相談所長の申立てによる第１段階の審判事件を把握できるようにするためのものである。

すなわち、第２段階の審判事件の係属する裁判所は、養子となるべき者が第１段階の審判（児童相談所長の申立てによる第１段階の審判を含む。）を受けた者でなければならない（法第１６４条第２項）との要件を確認する必要があり、また、その第１段階の審判に拘束されるため（法第１６４条第７項）、第１段階の審判事件を把握する必要がある。

この点、養親となるべき者が第１段階の申立てをする場合には、第２段階の申立てと同時にしなければならない（法第１６４条の２第３項）、両者の管轄裁判所は、いずれも養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから（法第１６４条第１項、第１６４条の２第２項）、第２

段階の審判事件の係属する裁判所は、第1段階の審判事件を容易に把握できると考えられる。

これに対し、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判を利用して第2段階の申立てがされる場合、必ずしも前者の申立てが後者の申立てと同時にされるわけではなく、また両者の管轄裁判所も異なるため（児童相談所長の申立てによる第1段階の審判事件の管轄裁判所は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所である（法第234条。）、第2段階の審判事件の係属する裁判所が、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判事件を把握するのは容易ではない。

そこで、養親となるべき者が、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判を利用し、自ら第1段階の申立てをすることなく第2段階の申立てをする場合に、第2段階の審判事件の係属する裁判所が、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判事件を把握できるようにするため、本規律を設けることが考えられる。なお、「当該審判事件の表示」とは、当該審判事件の事件番号を意味する。

(3) 児童相談所等によるあっせんの有無等（3号）

第2段階の審判の申立書には、児童相談所等によるあっせんの有無等を記載する必要があるところ、後記第2の1(2)のとおり、第1段階の審判の申立書においても、これを記載事項とすることが考えられる。

そこで、本改正案は、「児童相談所等」の略称の使用の範囲につき、形式的な改正をするものである。

2 児童相談所長の申立てによる第1段階の審判の確定等の届出（第2項）

本改正案は、養子となるべき者について児童相談所長の申立てによる第1段階の申立てについての審判が確定したとき、又は児童相談所長の申立てによる第1段階の申立てが取り下げられたときは、第1段階の申立てを同時にすることなく第2段階の申立てをした申立人は、その旨を家庭裁判所に届け出なければならないこととするものである。

これは、第2段階の審判事件の係属する裁判所が、児童相談所長の申立てによる第1段階の申立てについての審判の確定等を把握できるようにする必要があることから届出事項とすることが考えられるものである。

すなわち、第2段階の審判事件の係属する裁判所は、第1段階の審判（児童相談所長の申立てによる第1段階の審判を含む。）に拘束されることから（法第164条第7項）、同裁判所は、同審判の確定を把握しておく必要がある。また、第1段階の審判の申立て（児童相談所長の申立てによる第1段階の審判の申立てを含む。）が却下され、又は取り下げられたときは、第2

段階の審判の申立ては却下することになると考えられるため、第2段階の審判事件の係属する裁判所は、これらについても把握しておく必要があると考えられる。

この点、養親となるべき者が第1段階の申立てをする場合には、第2段階の申立てと同時にしなければならず（法第164条の2第3項）、両者の管轄裁判所は、いずれも養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから（法第164条第1項、第164条の2第2項）、第1段階の審判の係属する裁判所は、第2段階の審判の係属する裁判所を容易に把握できると考えられる。このような前提の下、第1段階の申立てについての審判が確定したとき等は、第2段階の審判事件の係属する裁判所に対し、その旨を通知すべきこととすることが考えられる（後記**第2の2**）。したがって、養親となるべき者が第1段階の申立てをしている場合、第2段階の審判の係属する裁判所としては、第1段階の申立てについての審判の確定等の通知を受けることにより、これを把握することができることになる。

これに対し、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判の場合には、その係属する裁判所において第2段階の審判の係属する裁判所を容易に知ることはできず、また、第2段階の審判が未だ係属していない場合も想定されるため、児童相談所長の申立てによる第1段階の申立てについての審判の確定等を第2段階の審判の係属する裁判所に通知すべきこととすることはできないと考えられる。

そこで、そのような場合でも、第2段階の審判の係属する裁判所において、児童相談所長の申立てによる第1段階の申立てについての審判の確定等を把握できるようにするため、養親となるべき者が、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判を利用し、自ら第1段階の申立てをすることなく第2段階の申立てをしている場合に、その申立人から、その係属する裁判所に対し、届け出る必要があるものとすることが考えられる。

養親となるべき者が、自ら第1段階の申立てをすることなく第2段階の申立てをしている場合には、児童相談所と連携して申立てをしているのが通常であると考えられることから、養親となるべき者としては、児童相談所から、児童相談所長の申立てによる第1段階の申立てについての審判の確定等の情報等を得た上で、これを第2段階の審判事件の係属する裁判所に届け出るようになるものと考えられる。

3 児童相談所等への通知（第4項）

第93条第4項は、児童相談所等への通知を定めるものであり、同項については、実質的な改正を行うことはしていない。

同項は、特別養子縁組のあっせんを行った児童相談所等や、家庭裁判所からの囑託に応じて当該特別養子縁組についての調査を行った児童相談所は、審判の結果によって今後の養子となるべき者等との関わり方が異なることになるなど、審判の帰すうにつき意見や関心を有するものであるため、特別養子縁組の成立の申立てについての審判が確定したときは、遅滞なく、審判結果を通知しなければならないものとしたものである（最高裁判所事務総局『条解家事事件手続規則』240頁）。

この点、法制審議会特別養子制度部会における審議調査や、法案の国会審議においては、特別養子制度の利用促進に伴い、縁組成立後の養親子の支援をより一層充実させるべきである旨の意見が出されたところである。

このような議論を踏まえると、本項による児童相談所等への通知を契機として、特別養子縁組のあっせんを行い、又は家庭裁判所からの囑託に応じて調査を行った児童相談所において（養子となるべき者が虐待を受けた者である場合等、援助の必要性が高い事案においては、通常児童相談所に対する調査囑託が行われるものと考えられ、それまで児童相談所が関わっていなかった場合にも、縁組成立後の必要な援助等の環境整備について調査囑託を行うことも考えられる。）、縁組成立後の養親子に対し必要な援助を行うとともに（児童福祉法第11条第1項第2号ト）、特別養子縁組のあっせんを行った民間あっせん機関においても、縁組成立後の養親子に対し必要な援助を行うこと（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第33条）が期待される。

4 第2段階の却下審判の確定等の通知（第5項）

本改正案は、第2段階の申立てを却下する審判が確定したとき、又は第2段階の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該申立てをした者の申立てによる第1段階の審判事件の記録の存する裁判所に対し、その旨を通知すべきこととするものである。

第1段階の審判事件の係属する裁判所は、第2段階の申立てを却下する審判が確定したとき、又は第2段階の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てに係る第1段階の申立てを却下しなければならない（法第164条の2第7項）。また、第1段階の審判が確定している場合であっても、第2段階の申立てを却下する審判が確定したとき、又は第2段階の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てによる第1段階の審判が失効することから（同条第14項）、当該第1段階の審判事件の係属していた裁判所から、当該審判の告知を受けた者に対し、その旨を通知すべきこととすることが考えられる（後記第2の3）。

そこで、第1段階の審判事件の記録の存する裁判所（同事件に係属する裁判所又は係属していた裁判所）において、上記のような却下審判や失効の通知を行うことができるようにするため、第2段階の審判の係属していた裁判所の裁判所書記官から、第1段階の審判事件の記録の存する裁判所に対する通知の規定を設けることが考えられる。

第2 特別養子適格の確認の審判事件に関する改正

(特別養子適格の確認の審判の申立書の記載事項等・法第164条の2)

第93条の2 特別養子適格の確認の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第817条の6ただし書に規定する場合に該当することを示す事情
- 二 児童相談所等のあっせんの有無並びにそのあっせんが行われたときは当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所

2 特別養子適格の確認の申立てについての審判が確定したとき、又は特別養子適格の確認の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、直ちに、当該申立てをした者の申立てによる特別養子縁組の成立の審判事件の記録の存する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

3 法第164条の2第14項の規定により特別養子適格の確認の審判が効力を失ったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該審判の告知を受けた者に対し、その旨を通知しなければならない。

(改正案の理由及び内容)

1 第1段階の審判の申立書の記載事項(第1項)

(1) 養子となるべき者の父母の同意の有無等(第1号)

現行規則第93条第1項第1号は、申立書には、養子となるべき者の父母の同意の有無を記載するほか、同意がないときは、父母がその意思を表示することができず、又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由があることを示す事情(民法第817条の6ただし書参照)を記載する必要があることとしている。

これは、養子となるべき者の父母の同意の有無等によって審理の対象が異なることとなり、その後の手続も大きく異なるため、申立ての際に父母の同意の有無等を明らかにさせることが、審理方針を定める上で極めて有益であると考えられることから、記載事項とされているものである(最高裁判所事務総局『条解家事事件手続規則』238頁)。

民法第817条の6の要件に変更はないものの、同条の要件は、第1段階の審判において確認することになることから(法第164条第2項参照)、養子となるべき者の父母の同意の有無等については、前記第1の1(1)のとおり、第2段階の審判の申立書の記載事項としては削除すると合わせ、第1段階の審判の申立書の記載事項とすることが考えられる。

(2) 児童相談所等によるあっせんの有無等(第2号)

本改正案は、第1段階の審判の申立書には、第2段階の審判の申立書と同様(規則第93条第1項第3号)、児童相談所又は養子縁組をあっせん

する事業を行う者によるあっせんの有無並びにあっせんが行われたときは当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所を記載しなければならないこととするものである。

規則第93条第1項第3号において、特別養子縁組の成立の審判の申立書に児童相談所等によるあっせんの有無等を記載しなければならないこととされているのは、これらの者があっせんを行うに当たっては、養親となるべき者の適格性、養親となるべき者と養子となるべき者との適合性等について十分な調査を行っていることが通常であることから、家庭裁判所が、これらの者に対して調査囑託等を行い、審判に必要な資料を収集することができるようにするためである（最高裁判所事務総局『条解家事事件手続規則』239頁）。

もともと、児童相談所等は、上記のような事情だけでなく、養子となる者の父母がその意思を表示することができず、又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由があることを示す事情（民法第817条の6ただし書参照）や、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情（民法第817条の7参照）についても、資料等を有していることが多いものと考えられる。そうすると、第1段階の審判の係属する家庭裁判所としても、これらの者に対して調査囑託を行うなどして、審判に必要な資料を収集することができるようにすることが望ましいと考えられる。

そこで、現行規則第93条第1項第3号と同様に、第1段階の審判の申立書に、児童相談所等によるあっせんの有無等を記載すべきこととすることが考えられる。

2 第1段階の審判の確定等の通知（第2項）

本改正案は、第1段階の申立てについての審判が確定したとき、又は第1段階の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、直ちに、当該申立てをした者の申立てによる第2段階の審判事件の記録の存する裁判所に対し、その旨を通知しなければならないこととするものである。

第2段階の審判事件の記録の存する裁判所（第2段階の審判事件の係属する裁判所及び係属していた裁判所）は、以下の理由から、第1段階の申立てについての審判の確定、又は第1段階の申立ての取下げを把握する必要があると考えられる。

第1に、第1段階の審判は、第2段階の審判事件の係属する裁判所を拘束することから（法第164条第7項）、第2段階の審判事件の係属する裁判所は、第2段階の申立てについての審判をするに当たり、第1段階の審判の

確定を把握する必要がある。

第2に、第2段階の審判は、第1段階の審判と同時にすることが認められているところ(法第164条第1項前段)、この場合、第2段階の審判は、第1段階の審判が確定するまでは確定せず(同項後段)、第1段階の審判を取り消す裁判が確定したときは、第2段階の審判は職権で取り消されることになる(同条第12項)。

したがって、例えば、第1段階の審判と第2段階の審判が同時にされ、第1段階の審判に対してのみ抗告がされ、第2段階の審判に対しては抗告がないまま抗告期間が満了したという場合を考えると、その後、抗告審において第1段階の審判に対する抗告が棄却された場合には、その時点で第1段階の審判が確定するとともに(法第74条第5項参照。金子修編著『逐条解説・家事事件手続法』(商事法務, 2013年)246頁)、第2段階の審判が確定し、第2段階の審判事件が係属していた裁判所の裁判所書記官は、遅滞なく、養親の本籍地の戸籍事務を管掌する者等に対し、その旨を通知する必要がある(現行規則第93条第2項, 第3項)。また、抗告審において、第1段階の審判が取り消されたときは、第2段階の審判事件が係属する裁判所は、第2段階の審判を職権で取り消さなければならないことになる。これらの理由からも、第2段階の審判事件の係属する裁判所又は係属していた裁判所は、第1段階の申立てについての審判の確定を把握する必要がある。

第3に、第1段階の申立てが却下された場合又は取り下げられた場合には、養子となるべき者が第1段階の審判を受けた者でなければならないとの要件が満たされないことになるため(法第164条第2項参照)、第2段階の申立てが取り下げられない場合、第2段階の審判の係属する裁判所は、第2段階の申立てを却下すべきことになると考えられるから、第2段階の審判事件の係属する裁判所は、第1段階の申立ての取下げについても把握する必要がある。

以上から、第1段階の申立てについての審判が確定したとき、又は第1段階の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、第2段階の審判事件の記録の存する裁判所(第2段階の審判事件の係属する裁判所又は係属していた裁判所)に通知すべきこととすることが考えられる。そして、上記のとおり、第1段階の審判の確定により、同時に第2段階の審判が確定する場合があり、その場合、申立人はその日から10日以内に戸籍の届出をしなければならないことからすると(戸籍法第68条の2・第63条第1項)、上記の通知は、直ちにしなければならないものとするのが考えられる。

3 第1段階の審判の失効の通知(第3項)

本改正案は、法第164条の2第14項の規定により第1段階の審判が効力を失ったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該審判の告知を受けた者に対し、その旨を通知しなければならないこととするものである。

第2段階の申立てを却下する審判が確定したとき、又は第2段階の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てによる第1段階の審判は、その効力を失う（法第164条の2第14項）。

その場合、養子となるべき者の父母としては、養子となるべき者を引き取り監護することなどについて、再検討する必要が生じると考えられるから、第1段階の審判の失効を覚知してもらうことが望ましい。

しかし、第1段階の審判が確定した後、第2段階の申立てを却下する審判がされた場合、養子となるべき者の父母は規則第74条第1項の審判を受ける者には当たらないから（金子修編著『逐条解説・家事事件手続法』（商事法務、2013年）243頁）、当該却下審判は養子となるべき者の父母には告知されないことになると考えられる。

したがって、養子となるべき者の父母としては、第1段階の審判が効力を失ったことの通知を受けない限り、その事実を知り得ないことになると考えられる。

そこで、このような場合を想定し、法第164条の2第14項の規定による第1段階の審判の失効を、当該審判の告知を受けた者に対し、通知すべきこととすることが考えられる。

第3 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件に関する改正

第19節の2 児童福祉法に規定する審判事件

(児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の申立書の記載事項・法第234条等)

第120条の2 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の申立書には、養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第817条の6ただし書に規定する場合に該当することを示す事情を記載しなければならない。

(改正案の理由及び内容)

本改正案は、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判事件の新設に伴い(児童福祉法第33条の6の2第1項、法第39条・別表第一第128項の3)、同審判の申立書の記載事項を定めるものである。

具体的には、前記第2の1(1)と同様、「養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第817条の6ただし書に該当することを示す事情」を記載すべきこととすることが相当であると考えられ、第93条の2第1項第1号と同様の規定を設けることが考えられる。

なお、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判の申立てにあつては、当該児童相談所があつせんに関わっていることが明らかであることから、規則第93条の2第1項第2号と同様の規定を設けることはしていない。

また、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判は、第2段階の審判事件の係属する裁判所を拘束するため(法第164条第7項)、同裁判所において上記審判を把握する必要があるが、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判事件の係属する裁判所は、第2段階の審判事件の表示を容易に知ることができず、また、第2段階の審判が未だ係属していない場合も想定されるため、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判の確定を第2段階の審判の係属する裁判所に通知すべきこととはしていない。

以上